



新型コロナウイルス感染症の5類感染症変更 に伴う在宅勤務要請解除のお知らせ

2023年4月24日

政府により5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症へ変更と決定されました。これに伴い、株式会社イットアップにて新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しておりました全従業員に対しての在宅勤務要請を5月8日より解除し、通常勤務体制となりますことをお知らせいたします。

なお、通常勤務体制では、サービス・職務等に基づき部門ごと最適化した柔軟な出勤・在宅勤務体制での運営となります。

政府関連資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001059902.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/001087451.pdf>